

弁護士法人常磐法律事務所 GIVERS GAIN

2025 SPRING

issue.14

Information

溝の口支店 オープン

法務のミカタ

第8回事務所研究発表会

新入所員紹介

弁護士 佐藤和也／弁護士 尾谷香奈
弁護士 大槻岳史／弁護士 加藤琴巳
弁護士 松田起奈



溝の口支店がオープンしました

この度、当事務所は、新横浜、本厚木、横須賀に続き、四つ目のリーガルサービス拠点として溝の口支店をオープンする運びとなりました。

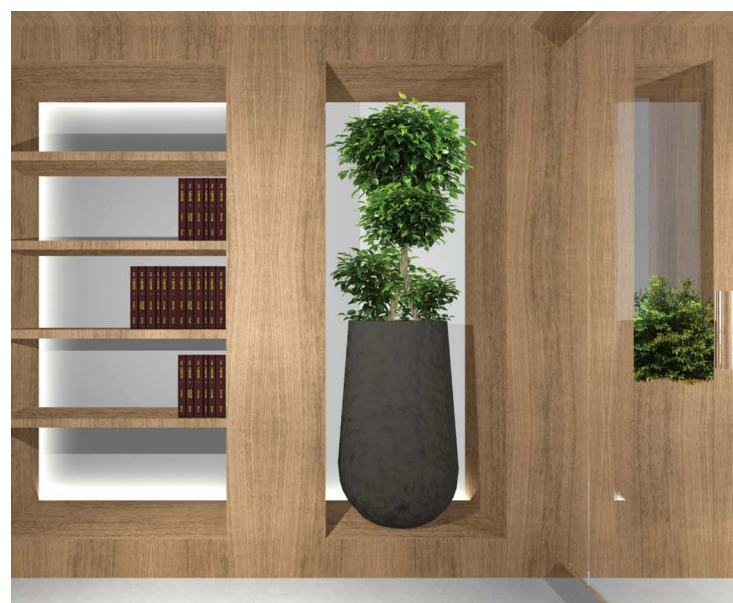
溝の口支店の開設により、川崎エリアにお住まいの皆様にとって当事務所へのアクセスが向上することとなり、より身近な事務所になるものと思います。溝の口支店の支店長には当事務所の弁護士 西堀拓也が着任いたしました。西堀は弁護士として10年のキャリアを有する経験豊富な弁護士であるとともに、ご依頼者様に寄り添った弁護活動に定評があります。必ずや、皆様のお役に立てるものと確信をしております。

ご相談にお越しくださった方々の緊張を和らげられるように、木の温かみを感じられる観葉植物を生かしたインテリアにいたしました。やわらかく温かい空間でご相談いただけますので、お気軽に足をお運びいただけますと幸いです。

ACCESS

JR南武線「武蔵溝ノ口駅」北口より徒歩5分
東急田園都市線「溝の口駅」東口より徒歩6分
マルイ正面口の階段を降りてそのまま直進。左手駐車場の隣にある第一生命と書かれたビルの6階

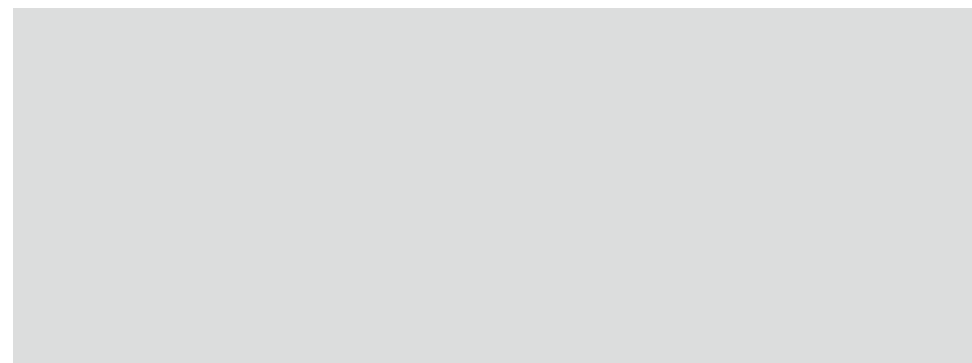
〒213-0011 川崎市高津区久本3-3-2 溝ノ口第一生命ビルディング6階
TEL.044-322-8390 FAX.044-322-8395



皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

法務のミカタ

2025年2月7日に「第8回事務所研究発表会」を開催しました。



当事務所では、弁護士の知識向上と互いの得意分野の情報共有の場として、

定期的に「事務所研究発表会」を開催しております。

今回も、各弁護士が知識と研鑽に基づき、5つのテーマを定めて発表いただきました。

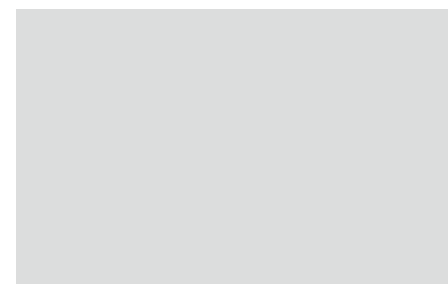
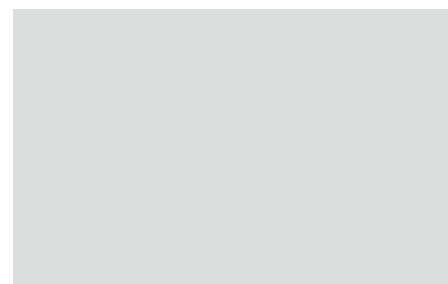
最新の法改正の解説、当事務所にてご依頼の多い分野の解説、

その他相続対策を想定した実践的な講義等、弁護士の知識の向上、

情報共有の場として非常に有益なものとなりました。

今後も事務所全体で研鑽を重ね、より質の高いリーガルサービスを提供してまいります。

お困りごとがございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。



Chapter. 1

交通事故と脳脊髄液減少症～近時の裁判例の傾向～

弁護士 峯崎 雄大

追突事故などでむち打ちと診断されたのになかなか治らない、起き上がると頭痛がひどいといった症状に苦しむ被害者の方がいます。「脳脊髄液減少症(脳脊髄液漏出症)」といって、まだ医学的に未解明の部分も多いため、十分な補償が受けられているとはいえない状況です。

今回の発表では、発症のメカニズムや賠償実務の傾向を解説しつつ、最近の裁判ではどのような判断基準によってこういった事情が重視されているか、公表されている令和以降の裁判例を可能な限り収集して分析・発表を行いました。交通事故の取り扱いが多い弊所では特に有用な知識の共有になったと思います。

Chapter. 2

生前の相続対策について～相談対応のための知識～

弁護士 那須川 忠駿

相続対策の相談では、いわゆる相続法の知識のみならず、贈与、信託、生命保険、生前・死後の委任契約、後見制度等々、多岐にわたる知識が求められ、また税金の理解も必要とされます。

これらについて、日頃の業務の中で個別に触れる機会はあるものの、相続対策という枠組みで横断的に理解を深める時間はあまりないように思いました。

そこで、今後ますます進む高齢化社会の中、相続対策のご相談にいらっしゃった方に対し、より希望に沿った適切な法的アドバイスができるよう、知識を整理して解説いたしました。

Chapter. 3

家族法改正～改正の内容と実務への影響～

弁護士 西堀 拓也

相続登記の義務化、共同親権制度の施行という、ご存知の方も多いのではないのでしょうか。実は、ここ数年で、上記のような改正のみならず、相続や離婚の分野で、大きな改正がありました。

今回、平成30年以降の相続法や家族法に関する改正を大きく「家族法改正」として取り上げ、その改正が実務に及ぼす影響について研究・発表しました。

遺産分割、遺言書作成、離婚といった分野に日々携わる所内の弁護士にとって、有益な情報提供ができたのではないかと思います。

Chapter. 4

管理監督者について

弁護士 清水 俊明

弊所では、顧問先様より労務問題のご相談をいただくことが多く、従業員からの未払残業代の請求に対応することもあります。一定程度の地位にある従業員から未払残業代を請求された場合、当該従業員が管理監督者に該当するため、残業代の減額交渉を進めることも必要となります。管理職に就いた従業員の残業代請求は、企業の業種を問わず発生し得る問題である以上、企業側としては管理監督者についての知識が必要となるため、管理監督者をテーマとしました。現状、管理監督者について判断した最高裁判例が存在しないため、地裁や高裁が示した管理監督者の定義、考慮要素、裁判例全体の傾向等を中心に発表いたしました。管理監督者に対する知見を深めることで、残業代請求についての事前のリスク管理や訴訟対応に備えることが肝要であるといえます。

Chapter. 5

物上代位権の行使としての賃料債権差押えと、相殺の対抗関係～平成13年最高裁判決と令和5年最高裁判決～

弁護士 佐藤 和也

賃借人が賃貸人に対して、多額の債権を有しており、回収のために将来の賃料債権を含めて相殺処理をしたところ、賃料債権が抵当権者に差し押さえられた場合に、相殺と抵当権者のどちらが勝つのか、令和5年に新たに判例が出ましたので、解説いたしました。

非常に難しいテーマではありますが、相殺を利用したスキームは企業法務において一般的であり、相殺スキームについて、最新判例に留意しながら適切な助言を行う必要がありますので、判例の射程も含め、解説いたしました。

当事務所の弁護士費用

以下はすべて
税込の
金額です。

	着手金	報酬金
交通事故 相手方に 損害賠償請求をするケース	30万円～	得た金額の 18%～ 相手方保険会社から事前に提示がある場合、事前提示額と 実際の回収金額との差額の18%。ただし、弁護士費用特約 がついている場合は、回収金額の18%とさせていただきます。※1
離婚事件 交渉、調停、訴訟による 解決を含む	50万円～ 解決までの金額です。 交渉から、調停、訴訟などへ発展しても 追加の費用はいただきません。	① 離婚成立の報酬 50万円～ + ② 離婚に伴う金額請求が 認められた場合、得た金額の 18%～
遺産分割事件 相続人一人あたりの金額	各自の法定相続分が 1,000万円以下の場合	① 範囲・評価に争いのない 遺産について 各自取得遺産価格の 6%～ + ② 範囲・評価に争いのある 遺産について 各自取得遺産価格の 18%～
	各自の法定相続分が 1,000万円～5,000万円の場合	
	各自の法定相続分が 5,000万円～1億円の場合	
	各自の法定相続分が 1億円以上の場合	
その他の民事事件	50万円～	得られた経済的利益の 18%～
刑事事件	50万円～	刑の執行猶予または減軽 少年については保護観察の場合 50万円～ 略式命令、不起訴 60万円～ 無罪 110万円～ 保釈 別途 20万円～

その他の費用に関しましては、お問い合わせください。

※1 相手方からも損害賠償請求がなされ、相手方への支払賠償額を減額した場合、減額分の18%も加算されます。

ACCESS

新横浜店

横浜市営地下鉄、相鉄・東急新横浜線
「新横浜駅」8番出口より徒歩2分
JR「新横浜駅」北口より徒歩5分
「新横浜二丁目北側」
交差点角のビル7階

T.045-620-3640 F.045-620-3645
〒222-0033 横浜市港北区
新横浜3-18-5 アイスビル7階



本厚木支店

小田急小田原線「本厚木駅」
東口より徒歩1分
北口より徒歩3分
三井のリハウスのあるビル6階

T.046-204-9944 F.046-204-9949
〒243-0018 厚木市中町2-8-13
TPR厚木ビル6階



横須賀支店

京急本線「横須賀中央駅」
東口より徒歩3分
左手1階にドコモショップのある
ビル6階

T.046-876-9160 F.046-876-9165
〒238-0007 横須賀市若松町1-21-10
横須賀イーストコート6階



溝の口支店

JR南武線「武蔵溝ノ口駅」
北口より徒歩5分
東急田園都市線「溝の口駅」
東口より徒歩6分
第一生命と書かれたビル6階

T.044-322-8390 F.044-322-8395
〒213-0011 川崎市高津区久本3-3-2
溝ノ口第一生命ビルディング6階



常磐法律事務所

〈5,500円(税込)相当〉

法律相談30分無料チケット（初回のみ）

※相談担当弁護士の指定はできません。

- ご予約の際に、「ギバーズゲインの相談チケット使用」とお伝えください。
- 法律相談を30分無料とさせていただくのは、本チケットをお持ちいただいた方に限ります。

有効期限 / 2025年12月末日迄